

問 合 せ 先	危機管理室災害予防課
	TEL 082-504-2664

罹災（火災以外）証明書の申請について

1 罹災（火災以外）証明について

建物（住家及び非住家）について、罹災の事実が確認できる場合に証明を行います。

2 「罹災（火災以外）証明書」の内容について

建物（住家、非住家）が被害を受けたこと。

※ 自動車、カーポート、門扉や塀、テレビなどは対象になりません。

3 受付窓口

罹災した建物を所在する区を管轄する区役所の地域起こし推進課へ、申請者が「罹災証明書交付申請書」を提出し、証明書の交付を受けます。

4 申請者

(1) 罹災した建物に居住する世帯の世帯主

(2) 罹災した建物の所有者、借家人等

5 受付時間

8時30分から17時15分まで（閉庁日は除く）

（西区、安佐南区、安佐北区に限り、21日（土）、22日（日）も申請を受け付けます。）

6 交付手数料

今回の豪雨災害に係る罹災証明書の交付手数料は免除されます。

7 「罹災（火災以外）証明書」の交付窓口

罹災（火災以外）場所を管轄する区役所地域起こし推進課

中区 TEL 504-2820

東区 TEL 504-7705

南区 TEL 250-8935

西区 TEL 532-1023

安佐南区 TEL 831-4926

安佐北区 TEL 819-3905

安芸区 TEL 821-4905

佐伯区 TEL 943-9704